

令和元年 11 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年11月20日(水) 午前9時00分～10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	5番	吉田	宏明
6番	山下	恭生	7番	松下	良夫
8番	井上	賀博	9番	岡野	孝文
10番	村井	孝彦	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

4番 川田 一博

傍聴推進委員

6番	中西	格	7番	細川	昇
14番	濱崎	郷廣			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	2,304 1,222.61	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	2,253 1,178	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	8件	田 畑	3,797 1,071	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	13件	田 畑	32,864 10,856	m ² m ²
第7号議案		件	田 畑		m ² m ²
第8号議案	農業委員会の次期改選に向けての検討		田 畑		m ² m ²
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	4,003	m ² m ²
合 計		34件	田 畑	45,221 14,327.61	m ² m ²

令和元年 11 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 11 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から追加の第 8 号議案まで、合計 31 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 18 名中 17 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、4 番川田さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

早速ですが、議案の訂正があります。第 3 号議案 4 番、備考欄の「所有権」を「使用貸借権」に訂正してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。先日、視察研修で雲南市へ行ってまいりましたが、空き家対策を遊休農地対策と併せて実施しており、空き家とセットで取得できる農地の下限面積は 1a となっており、実績をあげて優良先進地でございました。

本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1 3 番の宮本委員さんと 1 4 番の猪熊委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、9 番岡野委員さん、1 0 番村井委員さん、1 2 番藤本委員さんと私で、1 1 月 1 9 日（火）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 114 m²外 1 筆 計 143 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が不整形地の取得により譲り受けるものであります。本申請地に隣接するように譲受人の所有農地があり、実際の土地の形状としては本申請地と合わせて一体の田となっているため、以前から譲受人によって所有農地の一部として利用されてきたものです。

2 番、・・・、面積 228 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 271 m²外 1 筆 計 816 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 1014 m²外1筆 計1117 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5番、・・・、面積 1018 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

6番、・・・、面積 198 m²外1筆 計204.61 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件6件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第2号議案の2番、3番については現地調査を実施しておりますので、9番岡野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

岡野委員

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」2番、3番の現地調査報告をさせていただきます。

2号議案3番と申請者が同じのため、併せてご説明いたします。

2番、・・・、面積1,755（内原野59）m²【議案読み上げ】

打越公民館から南に約150mに位置します。

3番、・・・、面積1,178 m²【議案読み上げ】

打越公民館から南東に約150mに位置します。

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 申請者は、今後の年金生活のことを考慮して、収入の確保を考えたためです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。
2番、3番につきましては、先ほどの岡野委員さんのご説明どおりです。
1番、・・・、面積 498 m²【議案読み上げ】
南部公民館から北に約 50m に位置します。
無断転用の有無 なし
転用目的 農家住宅
申請理由 申請者は、新浜町に居住しておりますが、居宅が築 90 年程で老朽化が進み居住が困難となってきました。今後の生活を考慮して、生活の利便性に優れた申請地を、新たな生活の拠点にしたいと考えたためです。
農地の区分 都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。
続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。
なお、第3号議案の5番、6番、7番については現地調査を実施しておりますので、10番村井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

村井委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番、6番、7番の現地調査報告をさせていただきます。
5番、・・・、面積 535 m²【議案読み上げ】
県道城山川津線沿いで川池の西側に位置。
無断転用の有無 無
転用目的 太陽光発電設備
申請理由 譲受人は、自然エネルギーの活用および安定した収益を確保したいとの考えにより、当該申請地に太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

6番、第3号議案7番と関連があります、・・・、面積800㎡【議案読み上げ】
南北に走る、市道「大池原鋳物師屋線」と市道「井手ノ上線」が交差する交差点から東へ約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 事務所兼住宅、太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、レンタカー事業、運送業の新規事業を行うため、営業エリア内の事務所が必要となりました。また、収益を確保したいとの考えにより、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

7番、第3号議案6番と関連があります、・・・、面積862㎡【議案読み上げ】
第3号議案 6番の南隣に位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、将来のために安定した収入を得るため、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま村井委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。5番、6番、7番につきましては、先ほどの村井委員さんのご説明どおりです。

1番、第3号議案2番と関連があります、・・・、面積733㎡ 外1筆
合計1,301㎡【議案読み上げ】

神谷神社から西へ約100mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を拡大するため事業用地を探していたところ、売却を検討していた譲渡人との条件が一致したため計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

2番、第3号議案1番と関連があります、・・・、面積 41㎡ 外1筆

合計 493㎡の内 100㎡【議案読み上げ】

第3号議案1番の東隣に位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 進入路

申請理由 太陽光発電設備設置予定の、第3号議案1番の申請地は、工事用車両が通行できる道がなかったため、必要最低限の面積を進入路として一時転用しようと計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 91㎡ 外1筆 合計 145㎡【議案読み上げ】

綾川にかかる新雲井橋から東へ約 300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、昭和 55 年頃より庭の面積が少ないことから、本家の農地の一部を庭として了解の上、使用しており無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・・、面積 471㎡【議案読み上げ】

総社神社から東へ約 100mに位置。

無断転用の有無 一部有

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は現在、市外のアパートに住んでいますが、実家の近くで、今後の両親の世話等を考慮して、本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

8 番、・・・、面積 654 m²【議案読み上げ】

御大師池から南西に約 200mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、将来のために安定した収入を得るため、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

藤本委員 2番について、一時転用について説明してください。

事務局長補佐 1番の太陽光発電設備の工事を行うために、工事用車両の進入路として一時的に利用し、工事が終われば農地に戻します。

梶野委員 1番の業者は、太陽光発電を専門にしているのですか。

事務局長補佐 定款の資料によりますと、電気工事業、建築工事業、大工工事業等がございます。

山下委員 土地改良区が、農道や水路を直すときに、このような一時転用の話はあまり聞かないのですが。

事務局長 今回は、太陽光発電設備工事を行うために必要な手続きとして申請がありました。農道や水路等を直すときも、工事用車両等が利用するのであれば、厳密に言えば必要かと思われます。

穴吹委員 工事期間はどのくらいですか。

事務局長補佐 工事完了予定が、2020年3月末となっております。

村井委員 一時転用の申請が必要な基準は、どの位の幅になりますか。

事務局長補佐 工事の仕方にもよりますので、業者でも違ってくると思われ必要最低限となります。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」13件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」13件についてご説明します。今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、更新が2件、再設定が6件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が1件となっております。

以上、農用地利用集積計画書13件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」13件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」13件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続きまして今月は追加議案で農政部門の議案があるようでございます。

第8号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第8号議案について何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 改選について、事務局の案はありますか。

事務局長 改選前の昔は、役員の方が7人居られました。現在は、会長と職務代理のお二人だけになっているので、役員を増やした方が役員の負担が減るのではないかと感じて苦慮しています。令和2年の改選には間に合いませんが、今後の課題かと思っております。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」は事務局案を承認することとし、改選に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。
- 続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。
事務局の説明を求めます。
- 書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。
- 1番、・・・、面積773㎡外2筆 計2,313㎡【議案読み上げ】
- 2番、・・・、面積71㎡【議案読み上げ】
- 3番、・・・、面積1619㎡【議案読み上げ】
- 以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。
- 会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。
- 穴吹委員 1番について、使用貸借権の解消をした後はどうなるのですか。
- 書記 当分は自己管理されます。
- 吉田委員 農地転用が毎月行われるのですが、1年間で坂出市の農地がどれだけ減っているのか分かる資料はありますか。
- 事務局長 総会資料に、毎月の審議件数や面積等が載っておりますのでご確認ください。
- 猪熊委員 太陽光発電設備の転用がよくあるのですが、これからも出てくるのでしょうか。
- 事務局長 新聞等の報道による内容ですが、電力会社の買い取り価格は下がっています。しかし、技術革新によりソーラーパネルの性能が上がっていたり、設置費用が抑えられたりしているようです。
- 会長職務代理 他になにかありませんか。
- 各委員 【なし】の声あり
- 会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。
- その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

※災害義援金の募集について

※研修会について

※農業委員の綱紀粛正について

会長職務代理

それでは、これもちまして 11月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了

令和元年11月20日